

第2期茅ヶ崎市自殺対策計画(骨子案)

第1章 自殺対策計画策定の背景と目的

第1節 本計画改定の背景

1 国の動き

- ・全国の自殺者数の推移、国の自殺総合対策大綱の改定、自殺の要因等を記載します。

2 県の動き

- ・主に県の自殺対策計画改定について記載します。

3 本市の動き

- ・平成31年度～令和5年度の5か年を期間とする「いのち支えるちがさき自殺対策計画(第1期茅ヶ崎市自殺対策計画)」(以下「現計画」という。)に基づき実施した事業について記載します。

第2節 本計画の目的

1 計画改定の目的

- ・これまで、現計画に基づき自殺対策に関する取り組みを進めてきましたが、自殺総合対策大綱の改正やかながわ自殺対策計画が改定され、また新型コロナウイルス感染症により、市民の生活に様々な影響が生じていることも踏まえ、引き続き総合的に自殺対策を進めていくことを目的とします。

2 計画期間

- ・計画期間は国の自殺総合対策大綱の見直し期間及びかながわ自殺対策計画の計画期間と同様の5年間とし、令和6年度から令和10年度までとします。

第3節 本計画の位置づけ

1 法的位置づけ

- ・本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。

2 市政における位置づけ

- ・本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」を上位計画とし、本市の自殺対策の基本となる計画です。国の自殺総合対策大綱及びかながわ自殺対策計画と整合を図り、本市における他の計画と連携しながら推進します。

第2章 本市の自殺の現状

第1節 自殺者数と自殺死亡率

※第2章のデータは、厚生労働省が警察庁から提供された自殺統計原票に基づく加工統計として公表している「地域における自殺の基礎資料」のうち（自殺日・住居地）のデータを活用します。

- 自殺者数、自殺死亡率の推移
- 性別、年代別、職業別に見た自殺者の傾向
- 茅ヶ崎市の特徴について（地域自殺実態プロフィール）

第2節 現計画の評価

- 自殺死亡率の推移、各基本方針、重点施策の取り組み状況
- 現計画の課題について

第3節 第2期計画の目標

1 数値目標

- かながわ自殺対策計画の目標値を踏まえ、平成28年の自殺死亡率「12.8」を基準に、令和10年までに30%減少の「9.0」にすることを目標とします。

2 SDGs

- 自殺対策は「誰も追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。この考えは「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

第3章 いのちを支える自殺対策における取り組み(施策体系)

※詳細は別紙「第2期茅ヶ崎市自殺対策計画 施策体系説明資料」を参照。

第1節 基本理念

第2節 基本方針

第3節 重点施策

重点施策1

市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

重点施策2

自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

重点施策3

心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

重点施策4

適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

重点施策5

社会全体の自殺リスクを低下させる

重点施策6

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

重点施策7

遺された人への支援を充実する

重点施策8

民間団体との連携を強化する

重点施策9

子ども・若者の自殺対策を更に推進する

重点施策10

勤務問題による自殺対策を更に推進する

重点施策11

女性への自殺対策を更に推進する

第4節 本計画の推進体制と評価

- ・計画の推進体制と評価方法について記載します。

資料編

- ・ 相談機関一覧
- ・ 自殺対策基本法
- ・ 自殺総合対策大綱
- ・ 茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会規則
- ・ 茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会委員名簿
- ・ 茅ヶ崎市自死（自殺）対策庁内連絡会要綱

